

# 外国人技能実習機構へ登録する際の注意事項

## 1 登録する時期について

### 新規受検の場合

機構の受検手続支援サイトにおいて「新規受検」として登録する際は、受検希望期間の開始日の4か月より前までに機構で必ず承認を受けてください。受検希望期間の開始日まで4か月ない状況で承認されていた場合は、受検希望期間内に受検することはできませんので、ご注意ください。なお、協会からは機構で承認された情報しか確認することができませんのでご注意ください。

### 再受検の場合

機構の受検手続支援サイトにおいて「再受検」として登録する際は、以下の手順をお願いします。

手順1 協会に再試験が実施可能かどうか、また実施できる時期を電話で確認してください。

手順2 試験実施時期が判明した後に、速やかに機構へ受検情報を登録し、承認を受けてください。

手順3 機構で承認を受けた後は、協会まで受検者の名簿を送付し、承認を受けたことを報告してください。

手順4 手順1～3までが整った場合、協会より書面にて試験日を通知します。

※再試験でも受検までに新規受検と同様の準備期間を要しますので、受検予定者の在留期間には十分にご注意ください。ただし、次の場合は、再試験までに短期間で実施できる場合もありますので、協会までご相談ください。

学科試験の場合・・・受検会場が協会であり、協会が指定した日時に受検できる場合

※協会が指定する日時とは、機構の承認日から1か月以上の期間が空いた直近の開催日となります。開催日は手順1の際にお伝えしますが、先着順で開催枠が決定していきますので、正式な日時は手順4にて必ずご確認ください。

※初回に実技試験のみを受検し、追加で学科試験を受検する方は対象外となります。

実技試験の場合・・・同一級かつ同作業で既に試験日が決まっており、既存の試験実施に影響を与えない場合

※追加する試験日が、機構の承認日から1か月以上の期間が空いていること。

## 2 受検希望期間について

受検希望期間は、基礎級は在留期限の6か月前、随時級は在留期限の12か月前を目安に設定してください。設定した受検希望期間内において都合が良い日又は悪い日がある場合には、該当者全員の備考欄に具体的にその情報を入力し協会へ通知してください。ただし、試験が込み合っている時期には、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 3 受検予定地について

実習実施者の所在地ではなく、実際に試験を行う試験会場の所在地を入力してください。

## 4 実習実施者名について

実習実施者名を正しく入力してください。支店や工場が異なる場合でも実習実施者名が同じ名称で申請されている場合は、1つの実習実施者として取り扱いますのでご注意ください。

## 5 試験時間及び受検人数について

午前8時30分から午後4時までの間に試験実施から採点（約1時間程度）までの全ての内容が終了すること

としています。試験時間を受検者側の都合で変更することはできません。

協会から試験日通知後に受検者側によって試験が1日で終わらないことが判明した場合は、速やかに受検人数を翌月以降に受検者を分散調整するか、1日で終わるために試験会場の環境を整える必要があります。不明な場合は、協会までご相談ください。

#### 6 実習実施者が同月内で実施できる試験回数について

受検機会を広く確保するために、1つの実習実施者に対しては、作業や級に関係なく試験日の付与は1か月内に原則1日とします。1つの実習実施者が同月内に複数の受検希望期間で分けて機構に申請している場合であっても、協会で試験情報抽出後に1日に集約を行いことがあります。

同じ実習実施者名であっても実際には支店や工場が異なり、かつ受検予定地が異なる場合は、可能な限り1か所に集合し（以下「集合実施」という。）、1日で集約実施していただくようご協力をお願いします。

なお、集合実施が難しい場合は、その理由を必ず備考欄に記入し、協会へ通知をしてください。不明な場合は、協会までご相談ください。

#### 7 複数の実習実施者が一か所に集まり受検することについて

複数の実習実施者が集合し、受検することを希望する場合は、以下の条件を全て満たしていることを受検者側にて確認した上で機構へ申請してください。なお、協会からの試験日の通知以降に受検者側の都合によって複数の試験をまとめることはできません。

条件1 「受検予定地」が同じであること。

条件2 「受検希望期間」が同じであること。

条件3 受検者の備考欄に「集合実施希望」であることと「試験会場名」を必ず記載してください。

#### 8 登録内容の変更について

協会で抽出後、機構の申請内容を受検者側が修正した場合でも、その修正内容は反映されませんので、協会まで速やかにその旨を報告してください。

また、試験日通知後に機構の一括更新不可の内容が変更となってしまう場合は、外国人技能実習機構へ再登録が必要となります。既に決まっている試験日や申請内容はそのまま継続することはできませんので、ご注意ください。

なお、受検希望期間の開始日の4か月よりも前に承認された内容を変更する場合は、協会への連絡の必要はありません。